

# 子ども・若者育成推進事業について

子ども・若者支援地域協議会 R 7 の取組

事業創造提案

事業改善提案

子ども・若者計画の具現化 ⇒ 具体的な若者支援事業の施策立案

施策立案の目指すもの→子ども・若者計画の指標の達成

【出典：郡山市子ども・若者計画 49頁一部抜粋】

基本目標を達成するための成果指標

【出典：郡山市子ども・若者計画 66頁一部抜粋】

ライフステージ別の重要事項

基本目標

<青年期>  
すべての若者が社会の一員として  
尊重され自己実現できる地域づくり

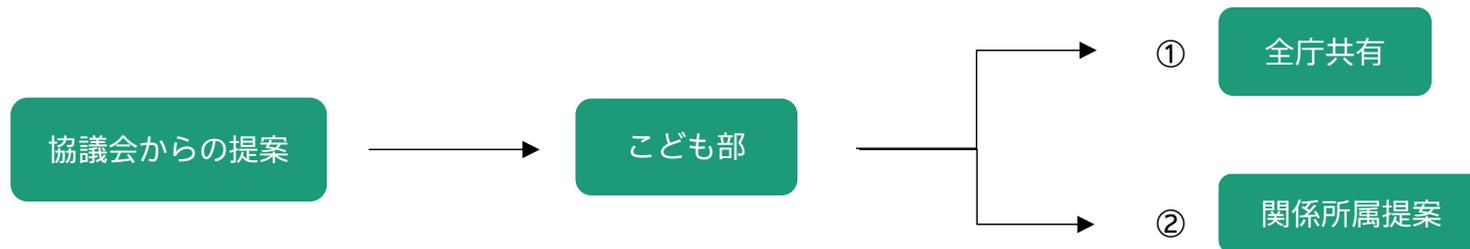
No.	指標	指標の説明	現況値 令和5年	目標達成 令和11年
1	自分自身に満足していると感じている若者の割合	今現在の生活が充実しているか（学びや就労、社会参画も含めて）を表す指標	44.3% (15～39歳) ※令和6	55.0%
2	困難体験のある（あった）若者のうち、相談・支援機関を知っており、実際に利用した割合	本人や家族のニーズに応じて、学びや労働などに関する支援の情報を取得できているか、またその機会を創出できているかを示す指標	29.5% ※令和6	40.0%
3	若者支援において市の施策が推進されたと感じる官民の支援者の割合	個別事業や関係機関の連携・協働による支援体制の推進など若者施策の推進度合を表す指標	新規のため 数値なし	50.0%

R 7 協議会ワークショップ各回の内容

	第1回 2025.6.9（月）10：00～12：00 会場：正庁 出席者：38名/40名	第2回 2025.8.21（木）10：00～12：00 会場：総合福祉センター 出席者：38名/45名	第3回 2025.11.4（火）10：00～12：00 会場：正庁 出席者：36名/45名	第4回 2026.1.29（木）10：00～12：00 会場：正庁 出席者：35名/45名
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子ども・若者支援地域協議会の設置についての説明</li> <li>◆令和5・6年公民連携ワークショップの経過の共有</li> <li>◆5テーマのユニットづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆提案作業の道筋の共有</li> <li>◆問題事例の共有</li> <li>◆子・若計画実施計画の確認</li> <li>◆ユニット内で提案の種（課題）の書き出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆提案テーマの確定</li> <li>◆第2回で浮かびあがった提案の種（課題）のグルーピング</li> <li>◆提案の下書き作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆提案の完成</li> <li>◆ふりかえり</li> </ul>

施策の展開	現状	問題点	提案
生きる	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもりの長期化</li> <li>複数の課題を抱える家族</li> <li>核家族化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親の理解不足による不適切な対応</li> <li>家族が外にSOSを出せない</li> <li>地域とのつながりが希薄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親が子ども特性を知る機会の設定</li> <li>地域の人たちが若者の困難の現状を知る機会の設定</li> </ul>
学び	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労スキルのための学びの場</li> <li>大人に時間的余裕がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもり</li> <li>つながりの希薄化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学び続ける環境の保障</li> <li>支える大人の若者の学びへの啓発</li> </ul>
働く	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通手段がない</li> <li>手段があっても心理的ハードルがある</li> <li>金銭的な負担がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援を受ける機会の損失</li> <li>社会参加の機会の損失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アウトリーチ支援</li> <li>交通費の支援</li> </ul>
参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもっていると表明する機会がない</li> <li>市民提案制度への投稿はハードルが高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見の方向が偏る</li> <li>社会の理解が進まない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもり当事者が話ができる場の設定</li> <li>すべての子ども・若者が気軽に意見表明できる場の設定</li> </ul>
体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら支援を求めない人が多い</li> <li>既存の組織が形骸化している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校と学校外の組織との情報共有の難しさ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・若者が自ら助けを求める声をあげることができるようになる仕組みづくり</li> </ul>

提案の今後の展開



展開概要

- ①協議会からの提案を整理・要約し、全庁に共有する  
→庁内全体に若者支援の必要性を定着させ、各所属での若者支援施策のきっかけをつくる
- ②協議会からの提案を子ども部で補完し、関係所属へ事業創出・改善の提案を行う  
→予算化・実現化を目標に、子ども総務企画課と事業実施所属が連携し、具体的な政策検討を推進する

# 郡山市子ども・若者支援地域協議会の設置について

## 目的

青年期における複雑化・複合化する課題に対し、教育、福祉、保健、医療、雇用その他の各関連分野における知見を総合して支援するため、官民の関係機関によるプラットフォームとして、R7.4.1付けで「**郡山市子ども・若者支援地域協議会**」を設置した。 ※対象は、10代後期（義務教育修了後）から概ね39歳まで

## 背景

子ども・若者育成支援推進法（2010(平成22)年施行）は、①子ども・若者計画の策定、②子ども・若者総合相談センターの設置、③**子ども・若者支援地域協議会の設置**を自治体の努力義務としている。

- R 6 . 6 . 12 法改正 ⇒ ヤングケアラーの支援、要保護児童対策地域協議会との連携が明記
- R 7 年度を始期とする「郡山市子ども・若者計画」は、法の「子ども・若者計画」を包含して策定

協議会設置状況	R6(設置率)
都道府県	42(89.4%)
市区町村	85(5.0%)
うち中核市	13(21.0%)

※協議会設置は**県内市町村初**

学齢期	青年期（義務教育修了後～概ね39歳まで）	40代～
<p><b>不登校</b> R5年度小学生338名、中学生578名 うち相談等につながっていない割合46% 義務教育修了後は…？ 18歳を過ぎたら…？</p>	<p>市内通信制・定時制高校在籍者1,077名のうち<b>休眠生</b>（※）は約4割 ※休眠生…学習活動をしないまま在籍のみしている学生 背景に、経済的困窮や障がいのグレーゾーン、ヤングケアラー等の課題が疑われる…</p>	<p><b>ひきこもり</b> R4内閣府「子ども・若者の意識と生活に関する調査」では 15～39歳の約2%存在 郡山市に置き換えると→ 推計 約1,600人 社会的ひきこもりの増加。適切な支援がなく、自立を困難にしているのでは…？</p>
		<p><b>8050問題</b> 社会から孤立したまま親が80代、子が50代になり、経済困窮等に陥る問題 8050問題として認識された時点では、すでに課題が長期化・複雑化しており、簡単な解決は困難…</p>

⇒ **子ども・若者をとりまく環境が大きく変化しており、青少年行政のあり方の再構築が求められている**

## これまでの取組（令和3年度～令和6年度）

青年期の現状理解、公民連携プラットフォームの必要性やあり方等について、公民協働で議論。  
(庁内6部局11課、15民間団体)

- ✓ ワークショップの実施（計14回、のべ378名参加）
- ✓ 公民協働学習会の実施（計3回）
- ✓ 社会資源マップ作成（庁内10課、民間20団体掲載）



！！！！  
行政による公的支援と民間による社会資源との協働の必要性を確認  
青年期の支援の空洞化への気づき  
既存の制度が想定していない青年期課題への気づき

## 郡山市子ども・若者支援地域協議会

これまでワークショップに参加した庁内関連所属及び民間団体の公民協働活動を継続・発展

### R7の主な取組み

- 青年期課題をテーマにした研修会の実施 ⇒ R7.7.14(月)PM開催予定
- ワークショップによる情報・意見交換（年4回実施）
- 子ども・若者分野のケーススタディー ⇒保健福祉部の重層的支援会議を活用
- 子ども・若者計画の具現化 ⇒ 具体的な若者支援事業の施策立案

### 効果・ねらい

- 協議会として位置付けることで、要保護児童対策協議会等との連携等が可能となり、適切かつ円滑な支援に繋がる。
- 複合的ケースの課題解決への思考力と、解決プロセスの構築力を育む。
- 青年期課題への知見を養うとともに、効果的な支援メニューを創出する。
- 人事異動に左右されない公民連携が継続する。

郡山市子ども・若者支援地域協議会設置要綱  
（設置）

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者に対し、包括的な支援の効果的かつ円滑な実施を図ることを目的として、「郡山市子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- （2）社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- （3）社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する調査、研究、研修、広報活動及び啓発活動に関すること。
- （4）その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会の構成機関は、別表のとおりとする。

（調整機関）

第4条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関は、郡山市こども部こども総務企画課とする。

（秘密の保持）

第5条 協議会の構成員及び構成員であったものは、法第24条の規定を遵守し、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、法第25条の規定により協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

区分	構成機関・団体名
郡山市	市民部ダイバーシティ推進課
	保健福祉部保健福祉総務課
	保健福祉部生活支援課
	保健福祉部障がい福祉課
	保健福祉部地域包括ケア推進課
	保健福祉部保健所 保健・感染症課
	こども部こども総務企画課
	こども部こども家庭課
	農商工部産業雇用政策課
	教育委員会教育総務部生涯学習課
	教育委員会学校教育部総合教育支援センター
	民間団体区分
福島県ひきこもり相談支援センター	
認定特定非営利活動法人キャリアデザイナーズ	
福島県中・県南地域若者サポートステーション	
特定非営利活動法人ソーシャルデザインワークス	
特定非営利活動法人ビーンズふくしま	
特定非営利活動法人寺子屋方丈舎 フリースクールトレーラー	
公益財団法人星総合病院 大町キッズベース	
チャイルドラインこおりやま	
よりあいコミュニティソーシャルワークス	
特定非営利活動法人ウィメンズスペースふくしま	
助産院まんまる御母屋	
福祉まるごと相談窓口エリア担当	